

さいたま市長 4月定例記者会見

平成24年4月19日(木曜日)

午後1時30分開会

- 進 行 定刻となりましたので、市長定例記者会見を始めさせていただきます。
それでは、記者クラブ幹事社の産経新聞社さん、進行よろしくお願いたします。
- 産経新聞 4月の幹事社を務めさせていただきます産経新聞です。よろしくお願します。
それでは、本日の記者会見の内容につきまして、市長のほうからご説明をお願いいたします。
- 市 長 それでは、始めさせていただきたいと思います。
今年は、桜の開花が遅れたせいでしょうか、桜が散ったらすぐに初夏を迎えることとなります。今月末に配付予定の広報紙、市報さいたま5月号の特集記事のテーマは、「さいたま市の初夏を楽しむ」でございます。間もなく迎えますゴールデンウィークに合わせて、市内のイベントや、この季節ならではの見どころなどを紹介しております。
さいたま市は、120万市民を抱える大都市でありながら、市内に自然が豊富でございます。市民の皆様には、ぜひさいたま市のさわやかな風に吹かれて、我がまちの初夏を味わっていただきたいと思います。
それでは、早速議題に入らせていただきます。本日の議題は2件です。

市長発表 議題1：「児童虐待に関する対策を強化します」

まず初めに、議題1、「児童虐待に関する対策を強化します」について説明をいたします。

さいたま市では、「しあわせ倍増プラン2009」に掲げております虐待ゼロを目指して、平成22年度、そして23年度に児童相談所の職員を増員し、さらに児童虐待対策をより一層強化するために、本年度は児童福祉司、児童心理司を増員する。それから、2つ目として、児童精神科医師を配置する。そして、3番目として、警察官の配置。そして、4番目として、

オレンジリボンキャンペーンの展開ということを実施して、児童虐待防止対策の強化を図ってまいります。

特にこの4番目のオレンジリボンキャンペーンの展開は、例年11月に行われておりましたけれども、この11月のキャンペーンに加えまして、さいたま市独自として5月にこうしたキャンペーンを行わせていただくことになっております。

現状のさいたま市内における、児童虐待に関する状況でございますけれども、児童虐待通告、そして児童相談件数が年々増加をしております。

また、相談内容も複雑、困難で、深刻化しているケースが多くなってきております。

まず、児童相談所の相談件数におきましては、平成23年度の速報値で3,440件ということで、平成20年度と比べまして約26%の増加となっております。

また、虐待通告件数につきましては、平成20年度の541件に対して997件ということで、84%の増加になっています。

また、警察からの通告ということでございますが、これは平成21年度が157件に対しまして、平成23年度の速報値では386件ということで、2.4倍に増加をしております。ご案内のとおり警察からの通告等の件数というのは、中身として大変深刻な内容が多いということで、こうした深刻なものも大変増えてきているという状況が言えるのではないかと考えております。

また、家庭裁判所の審判による措置も21年と比べて増えてきているというようなことも言えます。

これまでの例でありますけれども、子供が小学生で長期間不登校している。その中で、家庭はごみ屋敷で、子供に十分な食事や、あるいは衣服を与えない不適切な養育状況が続いていたというようなケースもございました。児童相談所や学校が訪問してもなかなか保護者や子供に会えず、警察が介入し、子供を無事一時保護ができたというようなケースもございました。

こうした中で、この児童虐待に対して、より積極的に対策を強化していかうということで、平成22年度以来取り組ませていただいております。

(パネルを指差し)この平成22年度10月以降の児童福祉司、そして児童心理司の増員の数でありますけれども、児童福祉司については12名増加して、合計で30名。そして、児童心理司につきましては3名増加し、合計で14名ということになりました。それぞれの数を増やす、職員を増やすということで、きめ細やかな対応が図れるということになります。

これで、児童相談所の職員総数は65名でございますが、そのうち児童福祉司は30名ということになります。

国の基準では児童福祉法の施行令第2条に規定されておりますが、これまで児童福祉司1名に対して、人口5万人から8万人という基準がございましたけれども、これが平成24年4月1日に改正されまして、児童福祉司1名に対して人口4万から7万人ということで改正をされました。

本市は、児童福祉司1名に対しまして人口4万1,000人ということで、政令市の中では7位ということでございます。

そして、さらに児童精神科医師を今年の4月から新しく配置いたしました。この医師を配置した理由でございますけれども、子供だけではなくて親も含めたケースへの医学的な視点、それから精神的なケア、あるいは精神疾患のケースといったものも多数ございますために、そういったことに対して職員への指導、助言が必要であるということでもあります。

そして、医師の配置の効果につきましては、それぞれの個々のケースに対して医学的に診断をし、医療機関や児童福祉施設に適切に結びつけることができるということが一つございます。それから、専門性の向上と、職員の皆さんのスキルアップを図れることが期待されております。

具体的に、医師の業務としてはどんなことがあるのかといいますと、児童精神医学の視点から、虐待ケースの評価や、職員へのアドバイスを行って、虐待を受けた子供と、その保護者のケア等の充実を図るとというのがこの医師の主な役割でございます。

新しく配置をさせていただきました医師は男性でございまして、児童精神科医師として民間病院あるいは他の自治体に勤務をし、子供のケアや、あるいは診断を行ってきた方についていただいております。

次に、警察官の配置ということについてでございます。警察官の配置につきましても、今年の4月から常勤職員を1名配置をさせていただきました。

た。

この警察官を配置させていただいた理由は、児童相談所と虐待の有無などをめぐり対立する保護者あるいは非行少年などの取り扱いの難しいケースが多々ございますがこうしたケースへ迅速な対応を図っていくことが必要だということがございまして、配置させていただいたところでございます。

この警察官の配置の効果といたしましては、対応困難なケースに対しまして児童相談所の速やかな介入が期待され、さらに警察との連携が深まることによりまして、情報が共有され、迅速で的確な対応が図れるのではないかと考えております。

警察官の具体的な業務でございますけれども、不当な要求や暴力威圧的なケース、また各警察署からの児童福祉法第25条による通告、これはDによる心理的虐待、あるいは触法・く犯少年等(の通告ですが、そ)の対応を行い、さらに各警察署と連携を図るため、警察との連絡調整を行うというものが主な業務でございます。

そして、4番目は、春のオレンジリボンキャンペーンについてでございます。春のオレンジリボンキャンペーンは、さいたま市独自に、非常に児童虐待が増えているというようなこともあって、通常11月に行われているものを、さらに5月にも行っていこうということで実施させていただくものであります。

実施期間としては、5月の1日から31日まででございます。特にこの児童虐待に向けましては、児童虐待の早期発見、早期対応のためには、市民の皆様のご協力と、ご理解というものが不可欠でございますので、そういった意識の醸成を図っていくということが主な目的でございます。

オレンジリボンキャンペーンを通しまして、児童虐待に対する意識の醸成を図り、速やかにこの児童虐待の通告などにつなげていきたいと思っております。

そして、この5月の1カ月間に行われる内容でございますけれども、「オレンジリボンツリー」というものを浦和区役所のロビーに設置させていただきます。高さは3メートルに、幅は1.3メートルのツリーを配置させていただきまして、ここにオレンジのリボンを来庁者の皆さんにご協力を

いただいて結んでいただくと。子供たちが幸せになれるようにという思いで結んでいただこうというものでございます。これは、去年の11月にも実施させていただきましたが、1カ月で700個以上のリボンを結んでいただくことができました。

それから、次の「Jリーグ大宮アルディージャとの連携、共同」ということでございますけれども、さいたま市と大宮アルディージャは、平成21年から連携、共同した啓発事業を実施をしております、平成21年は「オレンジのコラボ」、平成22年からは「オレンジの絆」と題して行わせていただいております。

そして、今年5月19日にNACK5スタジアムで行われます川崎フロンターレ戦におきまして、この啓発活動を行わせていただく予定です。

次に、「オレンジリボンバッジの着用」ということでございますけれども、オレンジリボンバッジの着用につきましては、正規職員、再任用職員、それから臨時職員を含むすべてのさいたま市の職員が虐待防止のPRのために着用するというものであります。

私も今日この胸につけてある、これがバッジ、それからあとは名札の上に、これさいたま市独自で作りまして、バッジをつけさせていただくというものでございます。これも去年11月に実施をさせていただいたものでございます。

最後になりますけれども、(本市の児童相談所においては)医師及び警察官の配置や職員の増員によりまして、職員体制の充実強化を図ってまいりました。今後さらにこの児童相談所職員の専門性を向上させて虐待を根絶し、日本一の児童相談所を目指してまいりたいと思います。

また、本年度より11月の児童虐待防止推進月間のキャンペーンに加えまして、この春のオレンジリボンキャンペーンを実施することで、児童虐待防止の象徴であります、このオレンジリボンを広く周知し、虐待のない社会をつくりたいと思っております。

さらに、この子どもへの虐待をなくしたいという共感の輪を広げて、児童虐待ゼロをしっかりと目指していきたいと思っておりますので、皆さんにも啓発活動あるいは周知のほうのご協力をお願いしたいと思います。

市長発表 議題2：「市長の大韓民国訪問について」

それでは、続きまして、議題2「市長の大韓民国訪問について」ご説明をいたします。

来る4月24日より、私を初めとする、さいたま市訪問団が大韓民国の水原市への訪問及び第12回昌原市で行われます国際教育都市連合世界総会へ参加するために大韓民国を訪問させていただきます。

まず、全体の概要からお話を申し上げたいと思います。

(はじめに) 日程ではありますが、4月24日から26日までは韓国の水原市にお伺いをいたします。そして、4月26日の午前中から、今度は29日まで韓国の昌原市のほうに訪問をさせていただくということでございます。

訪問者でありますけども、この水原市のほうでは、私と随行の職員並びに市議会議員団、それからさいたま商工会議所の訪問団の方々と合計18名で訪問いたします。

それから、昌原市でございますけども、私とその随行の職員、それから世界総会ブース出展担当者ということで、合計5名で訪問をいたします。

(続いて) 水原市の訪問についてご説明をいたします。まず、水原市ですが、水原市は韓国の中ではソウル・首都との地理的な条件、人口規模、それから道庁所在地(であるこ)と、多くの官公庁を有するなど本市と大変類似性を持つ都市でございます。そして、教育、それから文化にも力を入れ、環境などにも配慮するまちづくりに取り組んでおられ、共通する点も大変多い都市でございます。

これまで、この水原市は民間レベルで幾つか交流がございました。1つは、商工会議所による交流。それから、ロータリークラブやライオンズクラブといった民間の団体が市民絵画展の開催による交流などを行われました。

また、さいたま市としては、平成22年2月に第7回のさいたまシティカップにおきまして、「水原三星ブルーウィングス」というチームが水原から来ていただいて、大宮アルディージャと試合を行わせていただいたとい

うようなこともございます。

今回は水原の市長さん、それから水原市議会、水原市の商工会議所などに表敬訪問をし、懇談をさせていただく予定にしております。その中では水原市というのはサムスンの本拠地と言われている都市でございます、総合家電あるいは電子部品など大企業を有する先端科学都市ということで発展をしてきた都市でありますけれども、そういった水原市と経済交流をして、双方の都市の企業にプラスになるのではないかというような考え方が一つございます。

それから、さらに文化、スポーツという意味でも、ブルーウィングスというサッカーのプロチームを持っていたり、かなり共通する部分がございますので、そういったことでの交流の可能性など、表敬訪問しながら意見交換をする中で検討していければと考えております。

次の昌原市の訪問でありますけれども、昌原市はこの水原の後に移動をして向かいます。この昌原市のほうは、水原はソウルからすぐのところでありますけど、逆に昌原市というのは釜山から近い場所であります。ここでは、国際教育都市連合世界総会というものが行われまして、その(うちの世界教育都市博覧会と)開幕式と本会議のほうに出席をさせていただくことになっております。26日には開幕式と開幕本会議に出席をさせていただきまして、27日には、世界教育都市博覧会のブース出展等の視察をさせていただくとともに、この昌原市がございます慶尚南道(キョンサンナムド)の知事に表敬訪問させていただき、昌原市の視察をさせていただきます。

それから、28日には、ここで行われますワークショップに参加をさせていただきまして、私からさいたま市の事例について発表させていただくことになっておりまして、29日に帰国をするということでございます。

それでは、どんなことを発表するのかということでお知らせしますが、まず国際教育都市連合世界総会というものがどういうものかということでちょっとをお話をしますと、(本総会は)教育分野の国際都市連合が開催する世界総会で、本市の活動と取り組みが、今回の世界総会のタイトルであります、「グリーン環境」、それから「創造的教育」ということにマッチを

することから、開催市から参加の要請があり、出席するということになりました。

この第12回の昌原国際教育都市連合世界総会で28日に行われますこの発表ではさいたま市における環境未来都市を目指した取り組みについて発表をさせていただく予定にしております。

中身としては、E KIZUNA Projectについての取り組み、それから今回、昨年12月にご指定をいただきました次世代自動車・スマートエネルギー特区の概要について発表をさせていただきたいと思っております。

また、2点目として、このブースの出展ということでありますけれども、これはパネルをつくりまして、「E KIZUNA Project」、そして今回の総合特区についてのご案内をさせていただくということでございます。

こうした中で、国の数としては48の国々からの700近い都市が参加をして行われる会議(とのこと)でございますので、そうした中でさいたま市が目指している環境未来都市への取り組みを大いにPRするとともに、さいたま市のPR活動も積極的に行っていきたいと考えております。

私からは、発表については以上です。

議題に関する質問

○ 産経新聞

それでは、各社質問どうぞ。

ないようですので、それでは幹事社として代表質問をさせていただきます。

幹事社質問：「警察官OBらを福祉事務所に配置することの市長の見解及び生活保護不正受給防止に向けた取り組みについて」

生活保護の不正受給防止のために、3月1日に厚労省のほうで警察官OBらを福祉事務所に配置するよう担当者会議で要請を行ったということで、それに対して保護行政から市民を遠ざけるとの批判の声もあるんですが、さいたま市としての見解をお伺いしたいと思います。

そして、市として不正受給防止のためにどのような取り組みを行ってい

るかについてもお伺いします。

○ 市長 それでは、幹事社からのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、国から警察官OB等の福祉事務所内への配置について、不正受給対策に関する予算事業の活用ということで、補助金の対象と説明がされております。効果として、不正受給に対する告訴等の手続の円滑化や、生活保護申請者のうち暴力団と疑われる者の早期発見などとされており、生活保護申請を抑制する趣旨ではないと理解をしております。

新聞報道によりますと、全国で74程度の自治体が警察官OBを配置していると聞いております。全国の福祉事務所数からすると、まだ少数であると認識をしております。

本市では、今年度からコンプライアンス推進課というのを設置をしまして、不当要求等に対応するコンプライアンス体制を整備しているところでございます。

福祉事務所を初め各区役所への警察官OB配置につきましては、他市での活用状況などを踏まえて、また本市他部署に警察官の方、何人が来ていただいておりますので、他部署での活用状況なども踏まえまして今後検討していきたいと考えております。

それから、「不正受給防止のためにどのような取り組みを行っているか」についてですけれども、生活保護開始時には、資産等を適切に把握をするために預貯金調査、それから生命保険調査などを行わせていただいております。

また、受給者に対しまして生活保護の開始時のほか、訪問調査時などに生活保護を受給する上での権利のほか、収入申告の義務などを説明しております。毎年福祉事務所に対する収入申告額と課税の状況を突合する課税調査というものも行っており、収入額に開きがある場合には、さらに調査の上、不正受給かどうかを判断させていただいております。

不正受給の防止には、家庭訪問等を通じまして生活保護受給者の生活実態を適切に把握することが重要であると考えております。生活保護の適正実施のために、ケースワーカーを今年度は14名増員をしまして、全市で154名体制として、こうした不正受給を防いでいくということにも積極的に取り組んでいこうということでございます。

私からは以上です。

- 産経新聞 ありがとうございました。
 幹事社質問に対する各社質問ありましたら、よろしくお願いします。

幹事社質問に関する質問

- 埼玉新聞 済みません、埼玉新聞ですけども、先ほど国からの補助金が出るという、対象となると伺ったんですけども、これは具体的にはどういった補助金、どういったものに対する補助金になるのでしょうか。人を1人配置することで幾らみたいな形なんでしょうか。
- 市長 担当から、じゃ。
- 事務局 保護課長でございます。国から示されておりますのは、セーフティネット支援対策等事業費補助金ということでございます。その後の積算の方法についてはちょっと具体的にはわからない状況でございます。
- 事務局 じゃ、後で調べて。
- 市長 それは、そうですね、後ほど。ほかにございますか。
- 日本経済新聞 済みません、日経新聞と申します。
 被災地からの瓦れきの受け入れについて進捗状況を教えてください。
- 市長 もう次の質問にいっちゃっていいですか。
- 日本経済新聞 あっ、ごめんなさい。
- 市長 いいですか。生活保護のやつはいいですか。
- 日本経済新聞 済みません、ほかの質問で。ごめんなさい、大丈夫でした。
- 市長 いいですか。
 じゃ、済みません、もう一回お願いします。

その他：「被災地からの瓦れきの受け入れについて」

- 日本経済新聞 済みません、失礼しました。
 被災地からの瓦れきの受け入れについて進捗状況を教えていただければと思います。
- 市長 4月10日付で上田知事のほうから処理能力に余力のある自治体や民間企業に協力を打診し、理解が得られれば受け入れの橋渡しを行いたいというお手紙をいただきました。

そういったお手紙をいただき、そして4月16日に埼玉県が市町村に対して瓦れき受け入れの説明会を開催いたしました。

その中で、3月25日にセメント工場で行われた実証実験での放射線の値、あるいは放射エネルギーとも良好な結果が得られたというご報告がございましたけれども、それについては良好な結果が得られたということで評価をしているところでございますが、私たちとしてはそういったことなども受けまして、今後埼玉県と協議をし、意向を確認しながら検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、この瓦れきを受け入れるに当たりましてはやはり安全性というものを十分担保した上で受け入れを、県外あるいは市内の最終処分場というようなものも含めまして、市民の皆さん、あるいは議会の皆さんにご理解をいただいていくということが必要でありますので、そういう意味では受け入れに当たっての市としての安全基準というようなものもしっかりと検討していく必要があるのではないかと考えておりますので、そういった検討なども現在行っているところでございます。

以上です。

○日本経済新聞 3月30日に環境省のほうから要請があった内容について、特に回答というのは今後されるものなんでしょうか、もしくはもう既にしていらっしゃるんでしょうか。

○市長 現時点ではしておりません。

○日本経済新聞 する予定というのは、しないものなんでしょうか。

○事務局 環境施設課と申します。

3月30日の要請は回答を求めるものではございませんでした。いついつまでに方針を回答しろとかというような文章ではなかったということでございます。

○日本経済新聞 市として、別にいつでもいいんですけど、その回答をそもそもする予定というものが無いということなんでしょうか。

○市長 いや、要するに瓦れきを受け入れられる、そういった環境が整えば、そういったお答えを返していくということになるんだろうと思いますけども、ただ、そのためには幾つかまだステップがあって、そのステップというか、それらを進めていくための中身の検討を今やっている、その一つが先ほど

お話ししました受け入れ基準をしっかりとつくっていくことが必要ではないかということで、そういった検討をさせていただいたりしているということですね。

- 日本経済新聞 ある程度固まってから回答したいというような方針ですか。
- 市長 そうですね。最終的に、ある程度実施ができるということになれば、そういう回答になると思います。
- 日本経済新聞 何か必ずしも実施を義務づけているわけではないので、ちょっと実施難しいですというなら、別にそれを早目に回答してもいいんじゃないかなと。3月30日にもし要請があったのであれば、そんな何カ月もほっとくようなものではないのではないのかなというふうな気がするんですけども、実際回答というのは、いつぐらいをめどに考えていらっしゃるものなんでしょうか。
- 市長 基本的には、こういう状況でありますので、瓦れき受け入れについてはその安全性の担保であるとか、あと市民生活への影響等をできるだけないような形にしていくことを前提に、可能性を検討していきたいと、前向きに考えていきたいということで、私たちとしては今やっているというところでありますけれども、まだそれには幾つかステップ、あるいはハードルもありますので、それらに向けて今やっているということなので、現時点でお答えを返す時期ではないと考えています。
- 日本経済新聞 わかりました。ありがとうございます。
- 東京新聞 今のを伺っていると、東京新聞ですけど、少なくとも受け入れないという回答はないと考えていいわけですね。
- 市長 そうですね。
- 東京新聞 受け入れを検討している段階であるということによるしいわけですね。
- 市長 はい。
- 東京新聞 前回の記者会見でもかなり伺ったんですけども、あれで発表された後、市民の方からの反応などは何かありましたでしょうか、市長が把握されている。
- 市長 そうですね、市長への手紙といいますが、わたしの提案というもののの中では、それに反対をするご意見と、あと賛成をするご意見と両方いただいています。

- 東京新聞 どんなものがありましたか。
- 市 長 そうですね、その手紙自体はたくさんは来ておりませんが、ただ、これまでも瓦れき受け入れについてはやはり積極的にすべきではないかというようにご意見もいただいてきましたし、片ややっぱり安全性に対する不安の声を寄せいただく市民の方々もいらっしゃったということでございます。
- 東京新聞 どっちが多いというのはありますか。
- 市 長 現時点では、そうですね、印象としては今やっぱり受け入れるべきではないかというようにご意見もかなり多くなっていると感じておりますけども。
- 読売新聞 読売新聞ですけど、そもそもその焼却灰というのは、半数が市外ということだと思っておりますけども、その市外の自治体なりとの交渉がうまくいかなければ、受け入れられるキャパも決まっているので、そこがやっぱり一番の大きな問題というところになるんでしょうか、安全性はもちろんなんですけども。
- 市 長 そうですね。基本的には県外も市内も、両方の処分場、そして処分場周辺の自治体等々のご理解、あるいは住民の皆さんのご理解ということがやはり必要になってくると考えています。
- 読売新聞 その最終処分場の、市外、県外含めて交渉というのはもうして、始まっていますか、交渉なり協議なりというのは。
- 市 長 これは、じゃ担当から。
- 事務局 具体的な交渉というよりはですね、まずご理解がいただけるような安全基準ができるかというところを検討させていただいておりますので、何らかの条件がないと交渉にも入れないと判断しておりますので、まず基準づくりから検討したいというところでございます。
- 読売新聞 重ねて伺いますけど、県も何か独自基準みたいなのを設けていらっしゃいますけど、市のほうも、じゃ独自基準を設けるということでよろしいでしょうか。
- 市 長 そうですね。もちろん県の基準も十分考慮し、また参考にさせていただくことになると思いますけど、県が決めていない基準、明確にしていない基準のところもありますので、そういったことも含めて市として基準を明

確化していくことが必要ではないかと考えております。

- 読売新聞 今想定している範囲でどんな独自基準を想定しているか、話せれば伺いたいんですけども。
- 事務局 現時点では、当然専門家のご意見とかをお伺いしなきゃいけないということですので、なかなか具体的にどういうものというのはまだお話しできるような状況ではないんじゃないかなと考えております。
- 時事通信 済みません、時事通信です。
今の質問に関係するんですけども、いつまでに基準をつくって、いつごろから焼却灰とかの受け入れ先の自治体との交渉を始められるというか、そのスケジュールリングみたいなのはどうなっているんでしょうか。
- 市長 まだ目安までははっきりちょっと申し上げられませんが、今危機管理部のほうで、放射能等の研究対策チームを複数の有識者で組織をして、こういったものを今年度新たにつくるということで事務作業しておりますので、現場でももちろん安全基準等について検討しておりますけども、最終的にやはりその専門家のしっかりとした意見を踏まえながらやっていくことが必要だと思っており、そういったものと連動してまいりますので、現時点ですぐにいつごろということはちょっと申し上げられませんが。
- 毎日新聞 毎日新聞です。今の話の関連で、先ほど市長がおっしゃられた県が決めていない基準というのは、どういうものを想定されていらっしゃるんですか。
- 事務局 環境施設課です。県が決めていないというのは、今回埼玉県の方ではですね、セメント工場を使って受け入れをやるということで、その実証実験を行ったと。セメント工場ですと、例えば焼却灰が出ないとか、条件が違いますので、さいたま市はさいたま市で受け入れたときに必要な条件を定めるということで、県にはない部分も定めなきゃいけないだろうということでございます。
- 市長 ほかに。

その他：都知事が尖閣諸島を購入する方針を示したことについて

- 埼玉新聞 埼玉新聞です。石原東京都知事が尖閣諸島をさいたま市の地権者から購入する方針を示しましたが、市長のご所見をお伺いしたいんですけども。

○ 市長 そうですね。領土に関することになるかと思imasので、本来はやはり国がもう少し積極的に関与すべきではないかと思っております。

 都が買う、買わないということについては特にコメントはありませんけれども、国がもう少し積極的に関与して対応していくことが必要ではないかと思っております。以上です。

 ほかにはありますか。

その他：「東京都が首都直下地震の被害想定を見直したことを受けてさいたま市の被害想定を見直すことについて」

○ 埼玉新聞 もう一点いいですか。東日本大震災を受けて、東京都が首都直下地震の被害想定を見直しましたけれども、市もそれを受けてですね、被害定の見直しを行う考えがありますでしょうか。

 それと、これまでは帰宅困難者対策を想定されていましたが、首都直下になりますと都民の避難者を受け入れるということも考えなければいけないかもしれませんし、あと政府機能の一部、例えばさいたま新都心への一時的な回避というか、移転などもシミュレーションしていくことですね、あり得るんじゃないかと思imasが、そのあたりについてお伺いしたいんですが。

○ 事務局 前段のほうだけ、事実関係だけご説明させていただきますと、今回東京都がやったのと、同じような被害定の見直しというのを、埼玉県が今実施をしているということでありますので、埼玉県の結果を踏まえてさいたま市としての防災計画の見直しも担当部局でやっていくことになります。

 現在、地域防災計画の見直し作業をしておりますけども、これはその被害定の見直しなしに、とりあえず東日本大震災を受けていろいろ対策をやらなければいけないことについて、現在パブリックコメント等もやっていますけども、今年の早いうちに改定をするということで第一弾をやりますけども、その後は埼玉県が被害定の見直しを行えば、それに応じた見直しというのが次の段階として作業が出てくるということで、担当部局のほうで、今その第一弾の作業をやっているという状況でございます。

○ 埼玉新聞 後段についてはいかがですか。東京都民の避難者の受け入れですとか、政府機能の一部移動についてのさいたま市としての受け入れについてのシ

ミュレーションについては。

- 市長 それも、今回かなり直近に出たものでありますので、それらも受けて帰宅困難者の数の想定などの見直しなんかを当然やっていかななくてはいけません。今言ったようなご指摘の部分も含めて、その辺をもう一度見直しをしていくことは必要だろうと思っています。

ただ、これは県と、やはり十分協議をしながらやっていかなければいけないものだと思いますので、県と協議をしながら進めていくということだろうと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

- 産経新聞 ほかに質問がなければ、これできょうの記者からの質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

- 市長 どうもありがとうございました。

- 進行 以上をもちまして、市長定例記者会見を終了させていただきます。

なお、次回の開催につきましては5月9日水曜日、13時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

午後2時11分閉会

この議事録は、明らかな言い直し、重複した言葉遣いなどを読み易く整理したものを掲載しています。なお、会見後訂正された文言や文脈上の補足等については「会見後訂正」や括弧書きして、下線を付しています。